

わたS H I G A輝く国スポ近江八幡市警備・消防防災実施要項

1 目的

この要項は、「わたS H I G A輝く国スポ・障スポ近江八幡市警備・消防防災基本計画」に基づき、近江八幡市で開催する「わたS H I G A輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における警備・消防防災業務の実施について、安全かつ円滑な運営が行われるよう万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施期間

警備業務及び消防防災業務の実施期間は、わたS H I G A輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める国スポ開催前及び国スポ開催期間中とする。

3 実施場所

警備業務及び消防防災業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）とする。

4 実施体制

(1) 国スポ開催前

実行委員会は、関係機関及び関係団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 国スポ開催期間中

わたS H I G A輝く国スポ・障スポ近江八幡市実施本部内の各競技会場部に警備業務及び消防防災業務の担当を配置し、競技会場等の警備業務及び消防防災業務を実施する。

5 警備業務

(1) 基本的事項

競技会場等の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 国スポ開催前

(ア) 競技会場等における警備体制の確立に関すること。

(イ) 実地路査の実施に関すること。

- (イ) 通信体制の確立に関すること。
- (エ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。
- (オ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関すること。
- (カ) 関係機関及び関係団体等との連絡協力体制の確立に関すること。
- (キ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 国スポ開催期間中

- (ア) 雜路事故及びその他の事件・事故の防止に関すること。
- (イ) 競技会場等及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関すること。
- (ウ) 選手、監督、役員、観察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の競技会場等での誘導及び混雑防止の措置に関すること。
- (エ) 競技会場等及び周辺における犯罪の予防に関すること。
- (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関すること。
- (カ) 迷子及び遺失物等への対応に関すること。
- (キ) 入退場者管理に関すること。
- (ク) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関すること。
- (ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (サ) 通信手段の確保、運用に関すること。
- (シ) その他必要な警備業務に関すること。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案に係る対策については、関係機関及び関係団体等と連携を図り実施する。

6 消防防災業務

(1) 基本的事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等及び宿泊施設の消防防災に取り組む。
- イ 近江八幡市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 国スポ開催前

- (ア) 競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。
- (イ) 競技会場等における消防用設備及び水利等の点検整備に関すること。

- (イ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- (ロ) 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関すること。
- (ハ) 競技会場等での避難訓練に関すること。
- (カ) 競技会場等及び宿泊施設の予防査察に関すること。
- (キ) その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 国スポ開催期間中

- (ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- (イ) 競技会場等の救急救助に関すること。
- (ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊市町及び関係機関及び関係団体等と調整し実施する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害に係る対策については、関係機関及び関係団体等と連携を図り実施する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における警備・消防防災業務の実施についても、必要に応じてこの要項に準じて実施する。

附 則

この要項は、令和6年2月21日から施行する。